

令和7年度ひろしまの森づくり事業の普及啓発に係る業務企画提案書審査要領

(目的)

第1条 この要領は、ひろしまの森づくり事業の普及啓発に係る業務に関する業務予定者の選定において公平性、公正性を確保するため、ひろしまの森づくり事業の普及啓発に係る業務予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置することとし、その審査に必要な事項を定める。

(業務)

第2条 選定委員会は、次の業務を行う。

- (1) 評価基準の審査
- (2) 公募型プロポーザル参加者から提出された提案書の内容の評価

2 委員の任期は、当年度において、ひろしまの森林づくりフォーラム事務局がひろしまの森づくり事業の普及啓発に係る業務委託契約を締結するまでとする。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、ひろしまの森林づくりフォーラム事務局長（広島県農林水産局森林保全課長）を充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長)

第4条

- 2 委員長は、選定委員を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員が職務を代理する委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(選定委員会)

第5条 選定委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催できない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 4 委員会は、委員全員の同意があるときは、書面等により議事及び議決を行うことができるものとする。
- 5 選定委員会の議事は、出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査方法)

第6条 審査は、第1次審査と第2次審査により行う。

- (1) 第1次審査（書類審査）は、全提案の中から優れた提案3件程度を選定する。なお、提案の総数が3件以内であっても、著しく評価できないと判断した場合は、選外とすることもあり得る。
- (2) 第1次審査により選定された提案に対し、第2次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。
- (3) 第2次審査における1提案者当たりのプレゼンテーションの時間は15分、質疑応答の時間は10分とし、時間が経過した場合は、説明の途中であっても打ち切ることができる。
- (4) 選定委員会は、審査結果に基づき、評点が上位2者のうち1者を業務予定者として、他の者を次点として選定する。
- (5) 最も評定が高い者が2者以上となった場合は、選定委員の多数決にて選定し、多数決においても決することができなかった場合は、多数決で最も得票数の高かった提案者の中から選定委員長が選定することとする。なお、次点の決定についても、最も優れた提案者を除いたうえで、同様

の方法で選定することとする。

(評価基準)

第7条 評価の基準は、次のとおりとする。

(1) 評価項目・内容・配点

別紙のとおり（審査員の決議により、都度決定する。）。

(2) 評価点

ア 委員は、事業者の提案内容について、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングも参考にし、評価基準の表中の評価内容ごとに、前号に基づき配点する。

イ 配点に評価基準の係数を乗じて算出した点数を合計した値を評価点とする。

(3) 審査

ア 最低基準点は60点とし、評価点が最低基準点に満たない者については、前号の規定にかかわらず、審査の対象にしない。

イ 同点1位が2者以上ある場合には、価格が低いものを優とし、決定する。価格が同額の場合には、「企画実施」の評価基礎得点の高いものを優とし、決定する。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、ひろしまの森林づくりフォーラム事務局（広島県農林水産局森林保全課）が所掌する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和7年9月8日から施行する。

(別紙)

審査項目		審査基準	審査配点	
			係数	配点
業務の理解度		・本業務の目的を的確に理解し、より多くの県民に、森づくり事業の取組が伝わる内容になっているか。 ・本業務の目標を達成できる根拠が具体的に示されているか。	2	10
企 画 ・ 内 容	動画配信	【媒体選択及び配信量】 ・各広報媒体を選択した根拠が具体的に示されており、十分な配信量が確保されているか。	3	15
		【配信の計測】 ・各広告の実施期間及び広告シミュレーション（媒体、予算配分、想定クリック数、CV数等）で目標値が具体的に示されているか。 ・根拠のある目標値が設定されており、提案内容がその目標を達成できる効果的なものとなっているか。 ・効果測定や必要な解析等が実施され、分析後の改善案まで提案される内容となっているか。	3	15
	イベント報道	・活動内容や報道の狙いに沿った適切な媒体選択及び露出目標数が設定できているか。 ・提案事業者の持つノウハウ等を活かした独自性のあるものとなっているか。	2	10
	その他 (自由広報)	・上記のほか、目標を達成するために魅力的な提案があるか。	3	15
業務の実施体制		・実施体制は本業務を確実に実施できるものとなっているか。	1	5
		・実施スケジュールは妥当かつ広報期間を十分にとれるものになっているか。	2	10
		・同種業務の経験や知識が豊富であり、本業務を確実に効果的に遂行する十分な実績を有しているか。	2	10
経費の妥当性		・経費の内訳が明確であり、効果に対して妥当性があるか。	2	10

※ 予算上限額を超えた場合は選定しない。

※ 選定委員会の委員による評価結果の合計が、満点（100点×委員数）の6割に満たない場合は、選定しない。

※ 「評価しない」が2項目以上あった場合は、選定しない。

○ 各項目の配点は次のとおり。

評価	特に優れる	優れる	普通	やや劣る	劣る	評価しない
配点	5	4	3	2	1	0